R03-04　農業者年金で老後の生活を安心サポート（２頁）　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| ２ | 令和４年以降、農業者年金制度が改正されます | （新 規）  令和４年から農業者年金制度が改正されます  ポイント① 35歳未満で要件を満たす方は、通常加入の保険料の納付下限額が２万円から１万円に引き下げられます（令和４年１月１日以降）  ポイント② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和４年４月１日以降）  ※昭和32年４月２日以降に生まれた方が対象  ポイント③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和４年５月１日以降） |

※）上記の他にも表記等の見直しを行っています。